

【参考様式 2】

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

平成25年1月17日から 2月15日までの30日間、市民の皆さんから「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

◎その他について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>ごみ集積所のもつ不快な景観や悪臭による被害により、訴訟に至るケースもあることから、行政の役割としてごみ集積所の設置ならびに構造物の変更の規定を定め、その規定を監視する体制を構築する必要がある。</p> <p>また、堆肥化事業に参加する世帯が増え、ごみ集積所に生ごみが出なくなれば悪臭による被害が無くなることから、「市民の役割」として事業への積極的な参加を盛り込むべきである。</p>	1	<p>ご意見については、明記は行わず、参考にさせていただきます。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により廃棄物処理の基本方針となる長期的計画について定めるものです。</p> <p>また、基本計画の様式については環境省が定めた「ごみ処理基本計策定指針」に則ったものとなっております。</p> <p>市では、これまでごみ集積所の設置・維持管理は使用する方々が行うものとして、ご理解とご協力をお願いしてまいりましたが、開発区域や既存市街地等、それぞれの状況に応じてごみ集積所が設置されており、統一的な構造について規定することは実情にそぐわないものと考えます。</p> <p>次に、堆肥化事業に関しましては、常総広域市町村圏事務組合構成4市において、可燃ごみ減量を目的としたモデル事業として実施しているものであり、参加に向けたPRは積極的に行っておりますが、市内全域を対象として行うだけの態勢が整っていないことから、市民の役割として事業への参加を明記することは、現時点において適当でないと判断しております。</p>